

I P 通信網サービス契約約款 別冊 (NTT Com ひかり電話サービス) 【現改比較表】 2023年11月24日現在

～2023年11月23日	2023年11月24日～
<p>(令和5年11月15日現在)</p> <p>▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊(NTT Com ひかり電話サービス)</p> <p>目次</p> <p>第1条～第39条 (略)</p> <p>第40条～通信料別表 (略)</p> <p>第1条～第39条 (略)</p> <p>第40条～第41条 (略)</p> <p>別記</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 相互接続通信の料金等の取扱い</p> <p>(1)NTT Com ひかり電話相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、次の通りとします。</p> <p>ア 国内通信に係る相互接続通信は、NTT Com ひかり電話協定事業者に係る相互接続点との間において行うことができます。</p> <p>イ 国際通信に係る相互接続通信は、KDDI 株式会社に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、契約者から、その接続契約者回線等からの国際通信を行えないようにする旨の請求があった場合は、当社がその契約者の契約者回線番号等をKDDI 株式会社に通知し、KDDI 株式会社の電気通信設備により、その国際通信に係る相互接続通信を接続しない取り扱いを行います。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>5～21 (略)</p> <p>料金表 (略)</p>	<p>(令和5年11月24日現在)</p> <p>▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊(NTT Com ひかり電話サービス)</p> <p>目次</p> <p>第1条～第39条 (略)</p> <p>第39条の2 NTT Com ひかり電話協定事業者からの通知……………18</p> <p>第40条～通信料別表 (略)</p> <p>第1条～第39条 (略)</p> <p>(NTT Com ひかり電話協定事業者からの通知)</p> <p>第39条の2 NTT Com ひかり電話契約者は、共通編第46条(協定事業者からの通知)に規定するほか、当社が、NTT Com ひかり電話利用回線等から第三者による不正な国際通話の発信を監視するために必要があるときは、NTT Com ひかり電話協定事業者から必要な NTT Com ひかり電話契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。</p> <p>第40条～第41条 (略)</p> <p>別記</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 相互接続通信の料金等の取扱い</p> <p>(1)NTT Com ひかり電話相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、次の通りとします。</p> <p>ア 国内通信に係る相互接続通信は、NTT Com ひかり電話協定事業者に係る相互接続点との間において行うことができます。</p> <p>イ 国際通信に係る相互接続通信は、KDDI 株式会社に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、NTT Com ひかり電話契約者から、その接続契約者回線等からの国際通信を行えないようにする旨の請求があった場合は、当社の電気通信設備により、その国際通信に係る相互接続通信を接続しない取り扱いを行います。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>5～21 (略)</p> <p>料金表 (略)</p>